

青森県気候変動適応推進ネットワーク会議設置要綱

(設置)

第1条 青森県における気候変動の影響及び当該影響に対する適応に関し、科学的知見を共有し、並びに地域特性に応じた取組の実施及びその効果的な推進についての意見交換を行うとともに、これらに基づく情報共有、技術的助言等を行うため、青森県気候変動適応推進ネットワーク会議（以下「ネットワーク会議」という。）を設置する。

(構成)

第2条 ネットワーク会議は、次に掲げる機関をもって構成する。

- (1) 国立大学法人弘前大学
- (2) 国土交通省気象庁 青森地方気象台
- (3) 地方独立行政法人青森県産業技術センター 農林総合研究所
- (4) 地方独立行政法人青森県産業技術センター 水産総合研究所
- (5) 青森県環境生活部環境政策課

2 ネットワーク会議は、次に掲げる者をアドバイザーとして置く。

野尻幸宏 国立研究開発法人国立環境研究所客員研究員

3 ネットワーク会議は、必要に応じて構成員及びアドバイザー以外の者の出席を求めることができる。

(地域気候変動適応センター)

第3条 ネットワーク会議は、気候変動適応法（平成30年法律第50号）第13条に定める地域気候変動適応センターの役割を担うものとする。

2 前項の規定による地域気候変動適応センターの名称は、青森県気候変動適応センターとする。

(庶務)

第4条 ネットワーク会議の庶務は、青森県環境生活部環境政策課において処理する。

附則

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。